

# FUJITSU Enterprise Application AZCLOUD SaaS まるっと Microsoft 365 利用規約

2020 年 10 月 1 日

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (利用規約の適用)

1. 本規約は、富士通 Japan 株式会社 (以下「当社」という) のクラウドサービス FUJITSU Enterprise Application AZCLOUD SaaS まるっと Microsoft 365 (以下「本サービス」という) を利用することにつき当社と契約 (以下「サービス利用契約」という) を締結した者 (以下「契約者」という) が、本サービスを利用するにあたり必要な条件を定めることを目的とします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり本規約を遵守するものとします。

### 第 2 条 (規約の変更)

1. 当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他サービス利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。
2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の新利用規約の内容を契約者に当社所定の方法で事前に通知するものとします。

### 第 3 条 (マイクロソフトクラウド契約の締結)

契約者は、本サービスのうち第 9 条第 1 項に定めるサポートを除く部分 (以下「オンラインサービス」という) の使用权は日本マイクロソフト株式会社 (以下「日本マイクロソフト」という) が定めるマイクロソフトクラウド契約 (以下「カスタマ契約」という) に基づき日本マイクロソフトから契約者に対して許諾されることに同意します。また、契約者は、当社とのサービス利用契約の締結にあたり、カスタマ契約の条件を承諾していること、および、サービス利用契約の有効期間中においてカスタマ契約を遵守することを表明し保証します。なお、現時点のカスタマ契約は以下のウェブサイトから参照可能ですが、カスタマ契約は、日本マイクロソフトの裁量により予告なく変更されることがあるものとし、変更があったときには、変更後の内容がただちに適用されることを、契約者はあらかじめ了解するものとします。

<http://office365.azcloud.websuite.ne.jp/service/>

## 第 2 章 サービス利用契約

### 第 4 条 (サービス利用資格)

サービス利用契約を締結し本サービスを利用することができるのは、日本法人に限るものとします。ただし、契約者がカスタマ契約に基づき、契約者の関連会社や第三者に本サービスを利用させる場合、当該関連会社や第三者についてはこの限りではないものとします。

### 第 5 条 (契約の締結等)

1. サービス利用契約は、サービス利用契約の締結を希望する者 (以下「申込者」という) が当社所定の書式の申込書を当社に提出し、当社がこれに対し承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、申込者は、本規約の内容を承諾したうえで申込を行うものとし、申込者が申込を行った時点で、当社は、申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。ただし、サービス利用契約の成立後であっても、日本マイクロソフトが当社からの本サービスに関する申込を受理しない場合、当社は損害賠償義務を負うことなく、ただちにサービス利用契約を解除することができるものとします。
2. 申込者は、当社所定の申込書に、本サービスの利用開始希望日を記入後記名押印し、当社に提出するものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、サービス利用契約を締結しないことがあるものとします。ただし、本項は、当社が次の各号以外の事由により第 1 項に基づく申込を拒否することを制限するものではありません。なお、サービス利用契約の成立後において第(1)号、第(2)号または第(4)号に該当することが判明した場合、当社は損害賠償義務を負うことなく、ただちにサービス利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき

- (2) 申込者が本サービスの利用にかかる料金の支払を怠るおそれがあるとき
- (3) 本サービスの提供が技術上困難なとき
- (4) 申込者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき
- (5) 当社の業務の遂行に支障があるとき、その他当社が不相当と判断したとき

#### 第6条（本サービスの実施期間）

サービス利用契約は、サービス利用契約の成立日から有効になり、本規約の条件に従い契約者または当社により解約されるまで有効に存続するものとします。

#### 第7条（本サービス利用の終了）

1. 契約者は、当社所定の書式の解約申込書に解約希望日を記入後記名押印し、当社に解約の申込を行うことにより、サービス利用契約を解約することができるものとします。サービス利用契約は、契約者から当社に解約の申込が到達し、当社が契約者の本サービス利用権限を削除した時点で終了するものとします。
2. 契約者または当社が次の各号のいずれかに一つでも該当したときは、相手方になんらの通知・催告を要せずただちにサービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
  - (1) 手形または小切手が不渡りとなったとき
  - (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納処分を受けたとき
  - (3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき
  - (4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - (5) 監督省庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたときであって、サービス利用契約を履行できないと合理的に見込まれるとき
  - (6) サービス利用契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
3. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに一つでも該当したときは、契約者になんらの通知・催告を要せずただちに、かつ損害賠償義務を負うことなく、サービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
  - (1) 契約者が第4条に定めるサービス利用資格を喪失したとき
  - (2) 日本マイクロソフトと当社間における本サービスに関する契約が終了したとき
  - (3) カスタマ契約が終了したとき
4. 契約者または当社は、第2項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。
5. 第2項および第3項に加え、当社は、契約者に対して90日前に通知することにより、損害賠償義務を負うことなく、サービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。

### 第3章 サービスの提供

#### 第8条（オンラインサービスの提供）

1. 本サービスのうちオンラインサービスの使用権はカスタマ契約に基づき日本マイクロソフトから契約者に対して提供されるものであり、オンラインサービスの内容、使用条件、制限事項、保証、その他の条件は、本規約において特段の定めがある場合を除き、カスタマ契約によるものとします。当社は、オンラインサービス（利用停止、スローダウン、動作不良等を含むがこれらに限られない）に関して契約者に対し何ら責任を負わないものとします。
2. 日本マイクロソフトは、カスタマ契約に基づき契約者に対してオンラインサービスのサービスレベル（以下「SLA」という）を保証しています。契約者はSLAに基づきサービスクレジットを申請する場合、別途当社が契約者に提示する方法により行うことができます。オンラインサービスのサービスレベルはライセンスサイト <http://www.microsoft.com/licensing/contracts> またはその後継のサイトの定めるとおりとします。

3. 契約者は、オンラインサービスの利用にあたりオンラインサービス上に登録・保存するデータについて自らの責任により必要に応じてバックアップを取得するものとします。当社は、本規約に特段の定めがある場合を除き、当該データの消失・毀損・漏洩等について、契約者に対し何ら責任を負わないものとします。

#### 第9条（サポートサービスの提供）

当社は契約者に対して、本サービスの利用料金および申込時に登録された担当者情報に関する契約者からの問合せに対する回答、本サービスに関する情報提供およびサービスウェブサイトの提供を行います。詳細については、当社ウェブサイト <http://office365.azcloud.websuite.ne.jp/service/> に掲載する「FUJITSU Enterprise Application AZCLOUD SaaS まるっと Microsoft 365 サポートサービス仕様書」のとおりとします。

#### 第10条（契約者データ）

1. 本サービスを利用するにあたり契約者が当社に提供するデータ（個人情報を含む。以下「契約者データ」という）について、本サービスを提供するために、当社の子会社、関連会社および再委託先、ならびに日本マイクロソフトとその子会社、関連会社および再委託先に対して契約者データが開示され処理される場合があることに、契約者は同意します。また、契約者データに第三者（個人情報の場合においては当該個人を指し、本条において以下同じ）のデータが含まれる場合、契約者は当該第三者から当該データが本項に基づき取り扱われることについて許可を取得するものとします。
2. 契約者は、本サービスに関する契約者の連絡先について常に最新かつ正確な情報を当社に提供するものとします。なお、当社は当該連絡先を日本マイクロソフトに提供することができ、また、日本マイクロソフトから契約者に対して直接連絡される場合があります。
3. 当社は、契約者データおよび前項の連絡先について、法令に基づき要求される範囲内において、法執行当局またはその他政府当局に開示する場合があります。この場合、当社は事前に契約者に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとします。

### 第4章 利用料金

#### 第11条（支払および利用料金）

1. 本サービスの料金月は、協定世界時（UTC）における当月 1 日から当月末日まで（日本標準時（JST）における当月 1 日午前 9 時から翌月 1 日において午前 9 時まで）とし、本サービスの利用料金の単価は、当社ウェブサイト <http://office365.azcloud.websuite.ne.jp/service/> に掲載されるものとします。
2. 本サービスの数量を追加する場合、本サービスの利用料金は、追加月の 1 日から発生するものとします。
3. 本サービスの数量を削減する場合、料金月の途中で削減した場合であっても、当該料金月の利用料金を全額支払うものとします。また、月末5営業日以降に数量を削減する場合には、翌月の利用料金を支払うものとします。
4. 数量の追加または削減が料金月の途中でであっても、日割り計算は行わないものとします。
5. 契約者は、本サービスの利用料金および次項により算出される消費税等相当額を、サービス利用契約に定める支払条件に従い、当社に支払うものとします。なお、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、当該支払期日は前営業日とします。また、支払時における金融機関に対する振込手数料等は、契約者の負担とします。
4. 本サービスの利用料金にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」という）相当額は、サービス利用契約全体で合算された利用料金に対して算定されるものとします。なお、消費税等相当額の算定の際の税率は、当該算定時に税法上有効な税率とします。なお、本サービスの利用料金および消費税等相当額の算定に関して、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。
3. 契約者がサービス利用契約により生じずる金銭債務（手形債務を含み、以下同じ）の弁済を怠ったときは、当社に対し支払期日の翌月から完済の日まで年利 14.6% の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### 第5章 その他

## 第 12 条（安全保障輸出管理）

契約者は、本サービスの利用について適用される全ての技術管理または輸出関連の法律および規制を遵守する責任があるものとします。契約者は、米国の輸出管理法、規則および関連命令等を含め、適用される法律または規則に違反して、本サービスへのアクセスまたはその利用に関連して当社または日本マイクロソフトから入手する技術データおよび当該データが組み込まれたソフトウェア等の製品を、輸出の時点で政府または政府機関が輸出許可またはその他の政府承認を要求する国に対して、当該許可または承認を取得せずに輸出してはならないものとします。

## 第 13 条（完全合意）

サービス利用契約は、本サービスに関する当事者間の全ての法的および契約的關係を表し、詐欺的な不実表示がない限り、当事者間のそれまでの本規約およびサービス利用契約の主題についての表明、約束、取引、協議、または理解に取って代わるものとします。各当事者は、本規約に明記されたもの以外のいかなる条件にも拠っていないことを認識するものとします。サービス利用契約に基づくいかなる権限や権利も、書面にてかつ放棄する当事者の権限を有する代表者による署名がない限り、放棄されないものとします。

## 第 14 条（反社会的勢力等の排除）

1. 契約者および当社は、サービス利用契約の締結にあたり、自らまたはその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者）および従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。
  - (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
  - (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済的に深い関係にある者
2. 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。
  - (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
  - (2) 違法行為または不当要求行為
  - (3) 業務を妨害する行為
  - (4) 名誉や信用等を毀損する行為
  - (5) 前各号に準ずる行為
3. 契約者および当社は、相手方が前各項に違反したときは、相手方に対して損害賠償義務を負うことなく、サービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。

## 第 15 条（ハイセイフティ用途）

契約者は、本サービスが、一般事務用、パーソナル用、家庭用、通常の産業用等の一般的用途を想定して実施されているものであり、原子力施設における核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運行制御、生命維持のための医療用機器、兵器システムにおけるミサイル発射制御など、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途（以下「ハイセイフティ用途」という）に使用されるよう実施されているものではないことを確認します。契約者は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、本サービスをハイセイフティ用途に使用しないものとします。また、契約者がハイセイフティ用途に本サービスを使用したことにより発生する、契約者または第三者からのいかなる請求または損害賠償に対しても当社は責任を負わないものとします。

## 第 16 条（損害賠償）

本規約およびサービス利用契約に関して当社が契約者に対して負う損害賠償責任は、その請求原因を問わず、以下の金額を上限額とします。ただし、当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害、予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益については賠償責任を負わないものとします。

- (1) 責任発生日が属する料金月の前料金月から起算して、過去 12 か月間の利用量に応じて算出された本サービスの利用料金の 1 か月の平均額
- (2) 責任発生日が属する料金月の前料金月から起算して、本サービス実施開始日までの期間が 12 か月に満たない場合には、当該期間の利用量に応じて算出された本サービスの利用料金の 1 か月の平均額
- (3) 上記の期間が 1 か月に満たない場合には、責任発生日までの本サービスの利用量に応じて算出された 1 日の平均額に 30 を乗じた額

#### 第 17 条（合意管轄）

本規約およびサービス利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 18 条（準拠法）

本規約およびサービス利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

以 上

#### 附則（2020 年 10 月 1 日）

本規約は、2017 年 4 月 21 日から適用されます。